

加藤内科広報新聞 6月号

6月に入り梅雨入り宣言がされました。ジメジメした時期が続きますが、気分はカラッと過ごしたいですね。

乳幼児医療費助成制度

乳幼児医療証の更新は7月1日です。

**H21年6月30日で有効期限が切れます。
新しい医療証の提示をお願いいたします。**



乳幼児医療費助成制度とは？

乳幼児が健康保険証を使って、病院などにかかった時の費用の一部を公費で助成するもので、1つの医療機関につき、月2日を限度に各日500円までの一部自己負担金で受診ができます。(月3日目からは無料です。) ただし、健康保険のきかない診断書料、差額ベッド代などは自己負担となります。

※大阪府内の医療機関で使用でき、受診時に健康保険証と乳幼児医療証を提示してください。

対象となる方は？

- ・健康保険加入者
- ・堺市内に住所がある0歳から6歳(小学校就学前)の乳幼児

※ただし、保護者の所得制限があります。

詳しくは、管轄区域の保険年金課へお問い合わせください。



落とし物、お忘れ物はありませんか？

落とし物、お忘れ物を、お預かりしております。

院内にリストを掲示していますので、お心当たりの方はスタッフまでお声をおかけ下さい。

加藤内科では、約1ヶ月間保管し、お申し出のなかった物は処分させて頂くことになりました。ご協力よろしく願いいたします。

特定健診はもうお済みですか？

加藤内科では、6、7、8月を特定健診の強化月間とさせていただきました。

秋口になりますと、インフルエンザの予防接種が始まります。冬場は風邪などの患者さまが増え、診察が大変混み合う恐れがありますので、H21年度分の特定健診は遅くとも9月までには受診していただくことをお勧めします。

また、その他堺市が行っている市民検診もあります。院内に掲示しておりますので、ご希望の方はスタッフまでお声をおかけ下さい。

最近話題となっている薬事法の改正ですが、これって具体的にはどういった内容なのでしょうか。「今まで病院などで貰っていたお薬は買えるの？」 そういった疑問を簡単にまとめました。

※今回の薬事法の改正は？

6月1日に施行され、薬局、薬店以外でも、「登録販売者」がいる店舗（コンビニエンスストアなど）で、一般用医薬品（市販薬）の販売ができるようになりました。

基本的に病院で処方されているお薬の購入はできません。

薬局やコンビニエンスストアなどで購入できる医薬品は以下の3種類です。

一般用医薬品(市販薬)のリスク分類(3種類)による販売方法の変更

第1類医薬品

副作用 《強》

強力な胃腸薬、風邪薬、発毛剤、水虫薬など

薬剤師在中

第2類医薬品

副作用 《中》

胃腸薬、風邪薬、解熱鎮痛剤など

薬剤師、または登録販売員在中

第3類医薬品

副作用 《弱》

ビタミン剤、整腸剤など



※利便性は？

コンビニでも買えるため、お弁当などと一緒を買うことができたり、急な発熱など深夜でも薬が買えたり、また大型スーパーなどでは価格競争のため安く購入できたりします。

※危険性は？

情報提供なされないため、間違った使用や、安易な使用により健康被害を及ぼす恐れがあります。

手軽に買える市販薬ですが、健康被害を防ぐためにも、用法、用途、使用上の注意をよく確認する必要があります。特に何らかのご病気をかかえておられ、医師から内服を処方されている方は、お薬の飲み合わせや、ご病気への影響もありますので、市販薬を購入する前に、まずはかかりつけ医にご相談ください。

次回は7月20日